

## 研究ノート

## 台湾の食料流通と流通政策

田 村 安 興

## 目 次

はじめに

1. 台湾の食料流通政策
  - (1) 米の流通政策
  - (2) 台湾の穀物需給と流通の実態
2. 台湾の農産物貿易政策
3. 台湾の食料品市場政策
4. 台湾の食料品市場の現状
  - (1) 台湾の食料品市場概観
  - (2) 台北市青果市場
  - (3) 台北県家畜市場

おわりに

## はじめに

台湾（中華民国台湾省）の人口は2千万人強であるがGDPは人口13億人の全中国に匹敵し、外貨準備高は世界一である。台湾は1970年以降、農産物の輸出国から輸入国に移行した。今日、増加する対米貿易黒字から台米貿易摩擦が生じている。急速な貿易と産業構造の変化によって国内の流通は大きく変貌せざるをえなかった。また、台湾の食糧政策も、台湾の経済構造の変化とともに変化するを得ず、日本と同様に台湾の食糧政策は、現在大きな転換点にある。

本稿の課題は第一に、台湾の食料政策と生産・消費・流通の変貌を概観し、第二に、台湾の食料流通政策と食料流通の実態を把握することである。

本稿は、1994年に筆者が行った実態調査に基づいている。

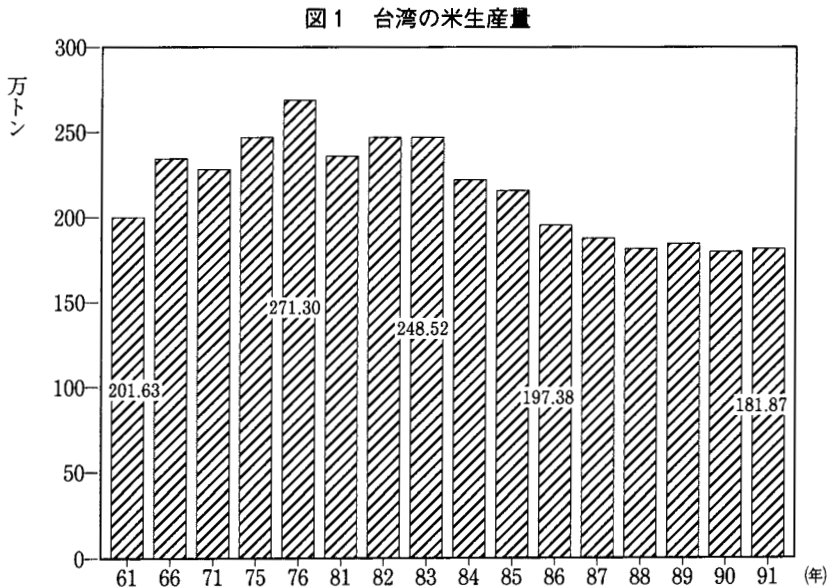
## 1. 台湾の食料流通政策

### (1) 米の流通政策

#### A. 台湾米と日本

台湾の米は、戦前の日本では蓬莱米と称し、わが国の食糧難を支え、わが国にとって馴染み深い米であった。但し、日本への「移入米」は台湾にとっては食糧の「収奪」以外のなにもでもなかった。台湾においては二期作が可能であり、しかも、わが国の端境期に輸入・移入が可能であったために珍重された。しかし、戦前期の台湾米はわが国の消費者の食味には必ずしも合わず、端境期以外の市場価格は低迷した。

戦後の台湾にとって、米は農業政策の柱であった。台湾は中国との関係から一貫して準戦時体制下におかれたと言う事情から、戦時食糧政策としての位置



【中華民国糧政 民国81年】 行政院農業委員会より作成

づけがなされたこと、また、米は耕作農家数が多く、基幹作物であり、同時に物価政策としての側面を持ったこと。以上の点は日本の食糧管理法が戦時体制下の統制経済のもとで成立した事情に似ている。

台湾は戦前期に日本の植民地として強い影響を受けてきた。戦後においても台湾は日本の経済力の影響を受け続けてきた。台湾の農業政策、食糧政策は戦前の日本統治下とは大いに異なっており、明確な断絶が認められるが、連続的な側面もある。第一に、日本の他にあまり世界に例のない、農民をほぼ100%組織した農民組織（農会）が存在することである。これは日本占領下の農民統治組織の存在が土台となったものである。第二に、台湾の農業・食糧政策が常にわが国の農業政策を意識して立案されてきた事である。また、台湾と日本が公式の政治的関係がないとはいえ、台湾と日本は今日、経済的文化的な関係が非常に強いことは間違いない事実である。

台湾の米の流通政策は日本と共通する政策の展開を遂げた。それは、台湾が農業国から工業国に発展転化する過程であった。

台湾はかつての農業国から完全に工業国に移行した。台湾の農産物が国内純生産（NDP）に占める割合は6.6%にまで低下した。ただし、輸出額に占める農産物の割合は15.4%と依然として少なくない割合を維持しており、そのことが貿易黒字、外貨の増大の要因として非難されている。

## B. 台湾の米関係法規

台湾の米政策の担当官庁は、中央政府行政院農業委員会農糧処である。同農糧処では農産物の生産計画策定と指導にあたる。省政府食糧局は食糧政策の執行にあたり、食糧の買い上げ、保管、運送、加工、調整を行う。その他農民に必要な農業資材の提供を行っている。

台湾の主要な米関係法規は「違反糧食管理治罪条例」及び「糧商登記規則」である。そのうち「違反糧食管理治罪条例」は1948年（民国37年）11月総統令によって公布されたものである。戦時体制下に制定された上記条例は、施行以来40年以上経過して、実態に合わなくなった。その他、食糧政策に関連する法律として、「土地税法」や、「糧食倉庫管理辦法」がある。現在は行政院からの

通達によって食糧政策を執行中であるが、総合的な食糧政策に関する法案（「糧食管理法」）が議会で審議されている。<sup>1)</sup>

台湾の対米貿易黒字は拡大する一方であり、行政院は国際的な農産物貿易の情勢の変化を慎重に見きわめようとしている。台湾はG A T Tには非加盟であったが、W T Oへの移行をにらんで食糧政策を検討中である。台湾の食糧政策は、台湾の経済構造の変化とともに変化せざるを得ず、日本と同様に台湾の食糧政策も、現在大きな転換点にある。<sup>2)</sup>

## (2) 台湾の穀物需給と流通の実態

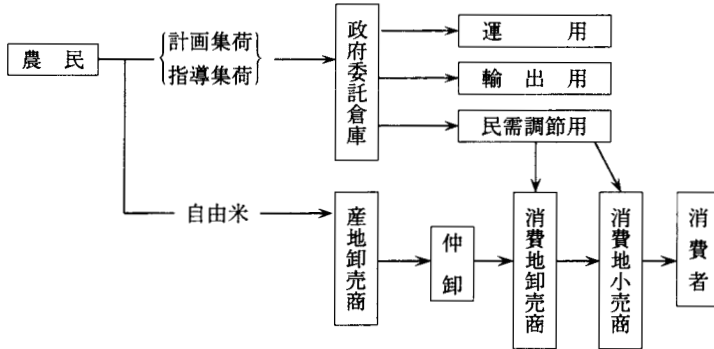
台湾の米生産量は1976年の271.3万トンピークとして、以後減少を続け、1992年には165.4万トンになった。収穫面積も1960年代の半分近くになっている。その主たる要因は1人当たり白米消費量の減少である。1970年には134キログラムを消費していたが、1990年には年間68キログラムにまで低下した。これに対して同じ時期に、果実の消費は63キログラムから124キログラムへ、野菜は67キログラムから87キログラムへ、食肉は25キログラムから62キログラムへ、水産物は34キログラムから47キログラムへ、乳製品は10キログラムから38キログラムへと大幅に増加した。<sup>3)</sup>

政府は稲作転換政策を1984年から開始した。1984年の転作面積は6.5万ヘクタールと総作付面積の11%であったが、1990年には作付面積の43%となった。政府の財政負担は年々増加している。転作に伴う財政支出は1991年は53億元（農業予算の14.5%）である。転作の内訳では休耕の割合が増加しており、転作面積の約40%が休耕である。

政府は余剰米対策として、主としてアメリカ合衆国に輸出しているが、近年輸出量が増加してきたために、アメリカ合衆国との数量協定を行っている。（20万トン・1987年）また、対外援助用に余剰米を活用している。その他、輸出むけの加工原料用、醸造用として米消費拡大を推進しており、1980年代後半以降その割合が増加している。それら、輸出用の米は1992年には35万トンであった。

台湾の米穀流通を図2に示す。政府は、計画買い上げ数量と指導買い上げ数

図2 台湾の米穀流通



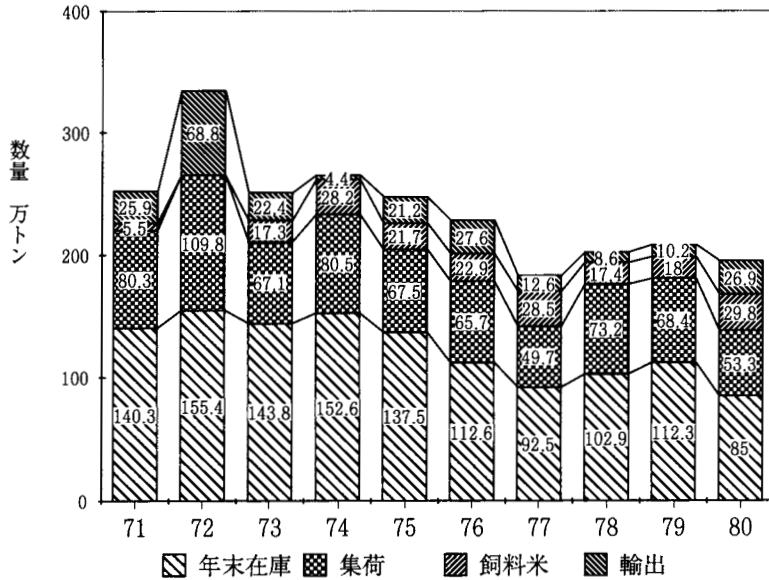
量を設定し、農家から買い上げる。1977年以前は政府買い上げ米は計画買い上げのみであった。1970年代には不作のために、しばしば生産量が消費量に満たない年があり、政府が無条件に買い上げを行っていた。生産が回復すると米穀倉庫の不足と財政支出増大のために、1978年以降は政府が設定する計画買い上げに限度数量を設け、指導買い上げ数量を設定した。政府買上量は生産量の約30%である。政府買い上げ価格は1988年に数%引き上げられたがその他の年はここ十年間変動していない。計画買い上げ価格は指導買い上げ価格に比べて10%以上高く設定されている。市場価格は指導価格を中心にして変動している。

1991年の計画買い上げ数量は39万4千トン、指導買い上げ数量は13万7千トンであった。政府買い上げ米の中から軍用食糧が確保され、その他は消費地卸売商を通じて民間に流通するか、輸出用に向けられる。政府買い上げ米以外の米は民間市場に流通する。

図3は在庫を含めた台湾の米需給のデータである。1990年の台湾食用米消費量は約150万トンである。同年で9カ月程度の在庫をかかえている。91年は約6.8カ月の在庫である。台湾の米政策は軍事的側面が重視されており、当面の十分な食糧を備蓄しているといふ。また、1980年代後半より古米を飼料用として利用することが始まった。現在、飼料用と輸出用としての用途が政府買い上げ数量よりも多くなっている。

台湾の主要食糧の自給率を表1に示す。米の自給率は100%以上を維持して

図3 台湾の米流通の内訳



出所 図1に同じ

表1 台湾主要食料自給率(%)

	61年	66年	71年	76年	81年	86年	87年	88年	89年	90年
平均	98.4	110.1	96.2	90.5	90.6	90.6	93.4	94.2	93.0	92.9
米	104.6	107.8	96.0	112.0	116.6	108.8	105.7	104.6	112.1	109.5
その他穀類	18.1	23.6	5.5	3.8	2.6	6.8	7.1	8.1	7.0	8.5
いも類	100.1	101.1	101.2	101.6	101.3	107.5	107.6	103.3	104.1	89.1
豆類	61.7	52.9	28.8	21.5	19.3	15.8	22.8	17.3	12.3	12.0
砂糖	855.5	650.4	359.5	245.9	181.8	120.1	99.1	119.1	124.5	93.8
野菜	105.0	177.8	161.6	127.7	140.7	127.8	124.4	114.6	109.3	110.8
果実	144.4	240.7	154.4	117.0	103.5	101.3	98.4	98.5	97.3	91.8
肉類	102.3	100.1	100.6	103.4	98.4	102.0	107.4	105.2	103.9	106.9
卵	100.0	100.9	100.7	101.8	100.6	100.8	100.7	100.5	100.2	100.3
牛乳	5.5	21.7	11.7	16.2	11.3	15.6	21.0	20.9	25.2	26.8
魚介類	99.8	104.9	118.7	121.0	127.5	127.9	124.4	131.6	124.3	132.4

出所 図1に同じ

いるが、米以外の穀類の自給率が低く、これが台湾全体の食糧自給率を低下させている。しかし、主要食糧自給率が90%を維持していることは特筆すべきである。今日、台湾は工業製品のみでなく、米や豚肉、加工食品の輸出国であり、それがアメリカ合衆国との貿易摩擦の要因となっている。食糧への所得補償政策と政府買い上げ策は米ばかりでなく、大豆、こうりゃん、とうもろこしなど、いわゆる、雑糧全般に及んでおり、毎年一定の国家予算を支出している。例えば、とうもろこしは、アメリカ合衆国からの輸入価格に対して国内価格が三倍強であり、その差額を政府が補填している。また、大豆、こうりゃんは一定量の政府買い上げを行っている。食糧関係予算をみると、米以外の穀類に関する「雑糧」補填が少なくない比重を占めている。台湾の1993年の農業関係予算は総歳出の4.58%であり、歳出に占める比率は毎年増加し続けている。

以上の様に台湾の食糧政策は、主要食糧たる米の軍用確保と農業保護、国民への安定供給を目的として、国内生産と流通への公的規制を行っている。しかし、今日、台湾の世界経済における地位向上と、国内農業の構造変化を受けて、台湾の農産物流通政策は転換が迫られている。次節では、台湾の農産物貿易政策を概観する。

## 2. 台湾の農産物貿易政策

台湾は1968年から米以外の穀物の市場開放策を開始し、主要製品と農産物貿易を関税化した。近年関税はますます低下しつつある。市場開放以降20年間のあいだ、農産物輸入は年平均12.2%増加した。

台湾の農産物貿易は市場開放を行った1968年（民国57年）を境にして、明確に二つの段階に分かれる。1968年以前は農産物の内外価格差が多く、農産物輸出は巨額な利益をもたらした。特に、米、砂糖、バナナ、茶、パイナップル缶詰等の伝統的な産物の他に、茸類、筍等の新興作物、棉花、羊毛、木材工業等、一次産品とその加工業が発展した。1968年以後農産物貿易は輸出よりも輸入超過となり、農産物輸入額は数量、金額とも急激に増加した。その要因は①農産物貿易の自由化、国際化の主張が国内で強くなり、農産物輸入関税を低くした。

- ②工業原料の輸入とともに飼料の輸入も多くなったが、農産物輸出は減少した。  
 ③飼料、豆、小麦、乳製品の市場開放を行った。④対米貿易協定により、りんご、タバコ、酒、果汁、牛肉等の輸入自由化を進めた。

台湾の農産物貿易関係の法令は、①農業法（漁業法、森林法、農業発展条例等）、土地運用法、農民組織法などの総合的法令、②農産品輸出入措置法等の貿易法、③蚕種製造法、養牛政策措置、養豚生産調整法等の市場価格政策、④所得政策等によって定められている。

台湾の農産物貿易は、中華民国税関輸入税制によって管理されている。主要農産物の中で米は免税されている。しかし、米の貿易は自由でなく、国家が管理する管理貿易が行われる。米が免税されているのは不作の時に基礎的食糧を緊急輸入するための政治的配慮によるものである。主要食糧の平均関税は1986年には8.06%であったが1988年には7.39%となった。とうもろこしの関税は1988年にそれまでの35%から30%に低下した。麦類など他の穀類の関税は3%から5%である。

台湾の主要農産物と工業製品の関税を以下に示す。

表2 台湾の関税率

	1986年(%)	1988年(%)
稲	0	0
米	0	0
さとうきび	10	0
園芸作物	34.3	30.88
豚	10	10
その他畜産物	6.14	6.07
林産物	12.99	4.5
水産物	40.44	27.06
砂糖	35.67	33.47
冷凍食品	37.88	37.88
飼料	10.78	6.84
棉	19.92	8.27
紙製品	26.8	13.8
材木	11.97	6.78
合成繊維	3.75	2.42
衣料品	24.03	13.43
鉄鋼	9.17	7.08
電子製品	16.82	8.44
精密機器	16.62	8.48

【農業法制現代化の研究】 行政院經濟建設委員會1988年より作成



台湾は1992年にG A T Tに加盟申請をしたが、W T Oへの移行と中国との加盟競争とのからみがあり、今後の国際貿易機関への加盟は予断できない。また、台湾のかかえる膨大な外貨と貿易黒字によって、アメリカ合衆国から農産物輸入自由化圧力がかかっている。すでに台湾は1980年代から規制緩和と輸入自由化政策をすすめてきたが、今後国内農産物保護政策の見直しと、より一層の農産物輸入の促進が迫られている。

### 3. 台湾の食料品市場政策

台湾の食料品市場関係法は、1981年総統令によって制定された農産物市場取引法と、1982年経済部によって制定された農産物卸売市場管理規則によって規定されている。

台湾の食料品市場政策は日本統治期に始まる。すでに1922年に市場規則が制定された。台湾の市場規則は日本統治下の「満州」、朝鮮の市場規則と同様に、日本の統制的な市場規則の特徴を有する。即ち、その施行細則において開設者による買い付けの禁止、手数料原則が明記された。しかし、開設者は公共団体と産業組織とされて、公共団体にのみ限定しなかった事は、台湾の実態に即した規定であったと言えよう。しかし、台湾の今日の食料品市場政策は日本占領期との直接的な関連はない。第二次大戦後、台北市中央卸売市場のみ開設者が国営化されたが業務は民間に委託された。その他の市場は市場管理規則が制定され、それに基づいて管理された。この形態は基本的に今日まで変わっていない。台湾の生鮮食料品市場政策が本格化するのは1970年代以降である。1970年以降、急速な工業化と都市化によって、政府は統一的な市場政策を検討するようになった。1981年に制定された農産物市場取引法及び施行細則、1982年に制定された農産物卸売市場管理規則がそれである。

農産物市場取引法の特徴は以下の点である。①出荷者の出荷販売、流通業者、小売業者に関する法令であること。また、青果、水産、畜産（食肉、家畜）、加工品など食料品流通に関する総合的な法律である。②卸売市場の経営主体は農民団体あるいは農民団体と政府機関（中央、地方）が出資して組織した特殊

法人に限定している。公設市場ではないが、政府が関与した営利を目的としない公益事業であることが明記されていること。③市場での取引方法についてセリ、相対、入札、指し値取引など幅のある取引が許されている。④卸売市場経営の事業兼営が許されているなど、経営の自由度が大きい。⑤しかし、同法では、市場取引（セリ、入札、相対方法）、手数料率、労務管理、会計方法など細かく規定されている面がある。⑥卸売市場だけでなく小売市場に関する規定が含まれている。⑦施行細則に規定されている手数料率は非常に低く抑えられている。青果5%以下、家畜食肉1.5%以下、家禽2%以下、水産物2.5%以下である。

台湾の卸売市場は、公的管理を伴った公益法人による民営市場である。公設市場でなく、政府や農民団体の出資によって組織された市場会社の経営はかなり効率的で自由度の高いものであるが、以下に見るように、市場の種類によってそれぞれ特徴を異にする。

#### 4. 台湾の食料品市場の現状

##### (1) 台湾の食料品卸売市場概観

台湾の食料品卸売市場は青果物市場73市場、家畜食肉市場24市場、魚市場66市場である。青果家畜市場としての総合市場は高雄県のみであり、他はすべて品目別に分化している。<sup>4)</sup>

台湾の人口が台湾島の西半分集中している事と同様に食料品市場も西半分に集中している。台湾島西半分への市場の集中度は実に90%を超している。

表3は経営主体別市場数である。中央・地方政府を開設主体とする公設市場は全くない。前記の農産物市場取引法等の市場規則には公設市場優先規定がな

表3 台湾の農産物卸売市場の経営主体別市場数（1991年）

	生産者団体、組合	政府	会社経営	合計
青果市場	30	0	43	73
家畜食肉市場	7	0	17	24
魚市場	38	0	28	66

【台湾地区農産物卸売市場年報1991年】（台湾地区政府農林庁編）より作成

表4 台湾の農産物卸売市場取引方法別市場数（1991年）

	セリ	相対	セリ相対	その他	合計
青果市場	2	45	24	2	73
家畜食肉市場	21	2	0	1	24
魚市場	66	0	0	0	66
合計	89	47	24	3	163

【台湾地区農産物卸売市場年報1991年】（台湾地区政府農林庁編）より作成

いことから、公設市場がないことは容易に想像できる。しかし、戦前の日本統治期の公設化方針や、今日の他のアジア諸国において主流となっている公設市場とを比較すると、台湾の市場開設形態は異色である。

会社経営の市場に分類されている市場は、公益法人を開設者とする市場である。それらは政府が一部出資して設立したものである。農会、漁会などの生産者団体、販売組合が開設者である市場とともに、これら会社経営（公益法人）の市場に対する政府の介入は法令上ある程度明記されている。しかし、市場開設以後、市場への、財政的な政府、議会の支援、援助をはじめ、取引方法への介入は全くないに等しい。また、市場を対象とする審議会（開設運営協議会等）組織は設けられていない。公益法人を開設者としてはいるが、完全な民営市場と言って過言でない。

表4は取引方法別の市場数である。青果市場はセリが少なく相対が多い。家畜市場、魚市場はセリが多く逆に相対が少ない。

台湾最大の人口を擁し、かつ最大の市場である台北市の事例を見よう。

## (2) 台北市中央市場

台北市中央市場は青果と水産が隣接しているが、全く異なる公司によってそれぞれ運営されている。まず青果市場について紹介しよう。

台北市は県を含めると人口500万人以上を擁する台湾最大の都市である。台湾全島と世界各国からの商品が集中している。台北市中央市場は1974年面目を一新した。新市場面積は約5ヘクタール、従業員は現在350人である。それまでは公設民営市場であった。同年、省、台北市、農会、流通業者の共同出資によって公司（台北農産運銷公司）を発足させた。公司が経営する市場は台北市

に2カ所ある。土地と建物は市の所有であり会社は使用料を支払う。新市場の成立以後取扱い高は1975年の38.9万トン21.2億元から1992年には60.1万トン94.8億元へと増加した。

新市場の特徴は市場設備と規模を拡大させた事と取引形態にセリを大幅に採用したことである。青果市場でセリが主流となっている市場は台北市内の同会社が経営する2箇所の市場のみである。旧市場は専ら相対取引であり、またさまざまな取引上の問題点が指摘されていた。例えば、取引数量と価格のごまかし、決裁の遅延、脅しゆすりなどである。新市場の経営を一新し、セリの導入と農産物市場取引法に基づく取引を実行した事は大きな変化であった。94年現在セリの割合は野菜75%、果実45%である。集荷の担い手は個人出荷や流通業者の出荷から共同出荷が主流となり、1975年の29団体から1992年には410団体に達した。共同出荷のシェアも野菜の場合、同年に9.4%から50.6%に拡大し、生産者団体のシェアが増加している。

同市場の手数料率はわずかに3%である。台湾の青果卸売市場の手数料率はほとんどが3%であり、非常に低い手数料率で運営している。市への市場使用料は手数料の10%である。わが国の市場と比較しても非常に効率的な運営がされていると言えよう。わが国の中央卸売市場においては、開設者である地方公共団体が行う業務と荷受け業者が行う業務を、台湾の卸売市場荷受け会社はともに行い、しかも、手数料率がわが国の市場手数料率の半分以下で業務を行っているのである。以上の事は、台湾の市場が民営化による効率的運営を行っている事とともに、日本の市場が行政の冗費を使った官僚的非効率な側面を持っている事を浮かび上がらせてくれるものである。

同市場は法令に基づいた公益事業である。そのことは、わずかに以下の点でその面目を保っている。市場取引価格に関して「評価委員会」による価格の評定が行われる。評価委員会は、市、農会、組合、会社の4者によって構成され、そこで、前日との比較で当日の市況が適正な価格によって取引されているか評価される。

同市場の経営で特徴的な点は、市場開設者である会社が市内にスーパーを経営していることである。1981年にはじまる同会社のスーパーの経営は台北市へ

のスーパー進出に先鞭をつけた。現在10数店舗の経営を行い、従業員1千名近くを雇用している。市場内にスーパー向けのバックセンターを設けた。すでに会社の経営の柱は小売業となっている。このように台湾の市場経営は兼業を認めている点が柔軟性がある。しかし、問題点は、荷受けが小売りを行えば、先取り、市場外取引等の問題が生じやすいという点である。

台湾の市場法では開設者の仲卸、小売りの兼業を禁じていないためにこのような矛盾が生じている。必ずしも公正とはいえないが、大型点にとって有利な市場流通が許されている事は、規制が少ない台湾のメリットというべきであろうか。物価の安値安定供給のためには積極面があるが、小売り市場において社会的な公正を欠く流通システムとなっている事は間違いない事実である。

流通経路に関して、日本と台湾との相違点は、鮮魚消費地卸売市場において規格等級の選別、計量を行う点である。ただし、欧米を含め日本以外の多くの国において同様な実態があった。むしろ、日本が特殊と言うべきであろう。青果流通ではスーパーに対するバックを、仲卸でなく、卸＝開設者が行っている。また加えて、卸がスーパー（買出人）を兼業している事には強い印象を受けた。青果と鮮魚流通の流通経路を以下に示そう。<sup>5)</sup>

図4 青果物の流通（台北市）

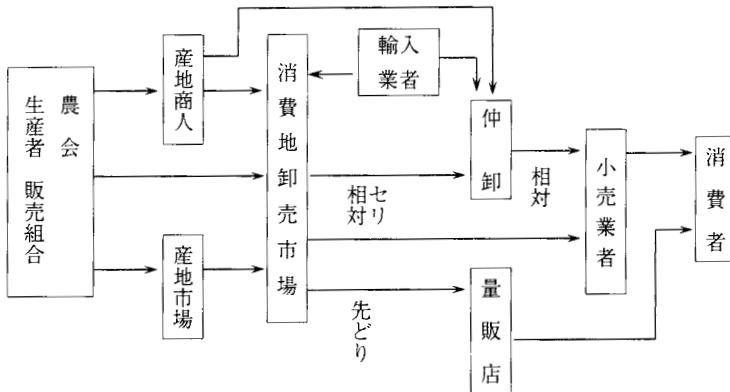
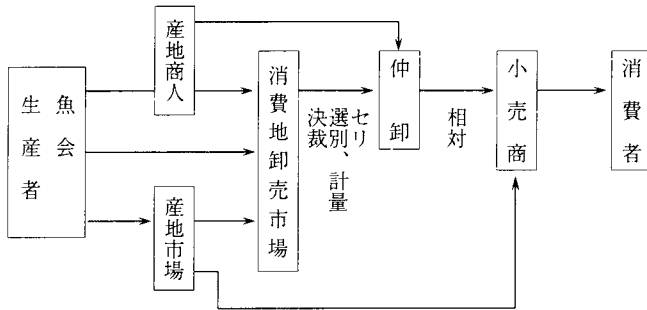


図5 水産物の流通



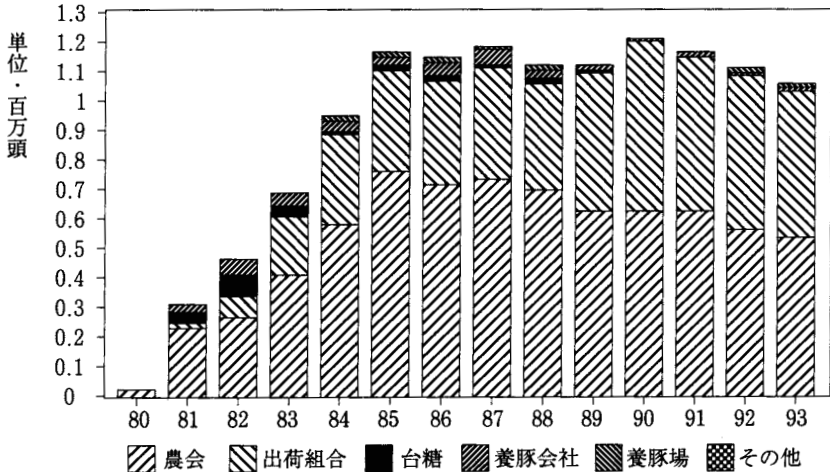
### (3) 家畜市場の現状

漢民族にとって豚は食肉の代名詞となるほど、圧倒的な位置を占める食料の大宗である。

台湾の7市16県の行政区域においてそれぞれ一箇所の家畜市場が設置されている。家畜市場の取引は主として一頭ずつの生体セリ取引によって行われており、各市場は均一的特徴を持っている。その要因は市場が県農会単位に開設されている事に一因がある。県農会は市場会社に投資し、また多くの職員が出向している。農会の他に生産者組合、養豚会社が卸売会社に出資している。台北市の家畜市場が開設されたのは1980年である。台湾の家畜市場の取引は主として豚である。同市場の開設以後の出荷団体別の豚取扱い数量は図6の通りである。農会と出荷団体からの出荷が大半である。出荷頭数は近年伸び悩んでいるが、一頭当たり重量は増加しており、取扱い金額は増加傾向にある。台糖は台湾最大の養豚会社であり、10数カ所の養豚工場を経営し、年間数十万頭を出荷する。台糖など大規模養豚会社は、近年独自の加工場を設置して、加工販売をはじめたために市場利用が少なくなっている。従って、零細規模の農家が出荷者の大半を占めるようになった。零細とは言っても年間出荷頭数が200頭から2000頭までの出荷者である。市場では生体で一頭ずつセリ取引される。93年の場合年間308日開設し、一日あたり3000頭以上取引されている。市場で取引された豚は隣接した屠殺場で、屠殺解体される。売参人は登録証を有する小売業者、卸売り業者、加工業者である。同市場の場合1400人が登録されている。

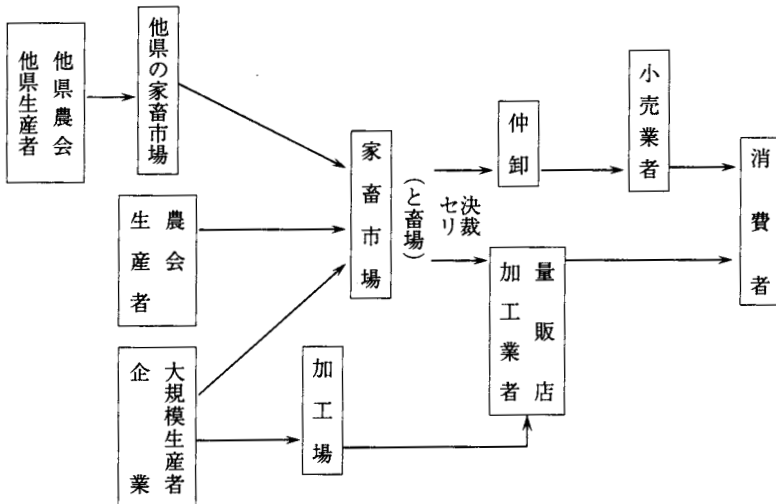
手数料率は1.4%であり、出荷者と売参人で折半される。売参人と市場との決裁は現金であるが出荷者には3日後に振込まれる。家畜食肉流通の流通経路を以下に示そう。

図6 台北市家畜市場取扱い数量



台北県家畜市場内部資料

図7 畜産物の流通



## おわりに

本稿で明らかにした事は以下の点である。

1. 台湾は主要食糧たる米に対して強い統制を行ってきた。その要因は軍用米確保と農業保護、国民への安定供給が目的であった。しかし、今日、台湾の世界経済における地位向上と、国内農業の構造変化を受けて、台湾の農産物流通政策は転換が迫られている。現在、アメリカ合衆国との貿易交渉をおこないつつ、国際的な貿易機構への加入の時期を狙っており、同時に新しい食糧政策（食糧管理法）を検討中である。
2. 台湾は国内産米に対して軍用としての位置づけから一部の国家管理を継続しているが、米以外の作物、例えば飼料作物などは大幅に自由化をすすめており、大規模な畜産業も展開している。また、いくつかの輸出向けの商品作物が輸出産業として健在であり、外貨を獲得している。台湾は工業化が進んでも食糧自給率は一部品目を除いて高い水準を維持している。
3. 台湾の生鮮食料品流通施設に対する流通政策はアジア諸国のなかでは、よく整備された法体系ができています。日本との相違点は、市場流通施設が公益事業として位置づけられてはいるが、政府・地方政府からの財政的、政策的支援がないことである。しかし、市場手数料率は低く抑えられており、市場開設者の自由度が大きい。公益事業としては多くの問題点を持っているが効率的な経営が行われている。それは、開設者に対する取引上の大きな規制がないことによるものである。
4. 家畜市場は非常によく発達しており、農会の影響力によって経営されている。しかし、日本と同様、大規模経営の養豚業者の出現によって、市場外流通が増加している。



## (注)

- 1) 行政院經濟建設委員會『農業法制現代化の研究』1988年330頁
- 2) 行政院農業委員會『中華民國糧政』1992年50頁
- 3) 李星恭「台湾地区主要農産品要求体系之研究」中興大学農産運銷研究所1993年8月
- 4) 台湾省政府農林庁「台湾地区農産品卸売市場年報」1991年
- 5) 行政院主計処編『中華民國台湾地区農漁産品販売実況調査報告』1993年  
台北農産物販売公司編『果菜販売統計月報』1994年  
台北市議會『台北漁産販売有限公司業務報告』1994年
- 6) 本稿は1994年の実態調査とともに次の論稿、報告を参考にした。  
中村勝『市場史研究と植民地問題』中村訳「農産物市場取引法」「同施行細則」「農産物卸売市場管理規則」『市場史研究14号』1995年3月  
謝敏華「台湾における青果物市場卸売の制度と現状—台日比較研究」「台湾における農産物流通制度の歴史的変遷」1992年、1993年地域農林経済学会報告  
1994年の台湾調査の調査は、台湾大学教授・台湾雜糧委員會理事陳新友氏、台北青果物卸売会社社長陳榮松氏、台中市會計士蔡玉生氏、高知大学学生蔡曉曼さんの御助力によるところが大きかった。記して感謝する次第である。